

木材利用促進事業補助金に関する QA

1.対象建築物

Q1-1 スポーツクラブ等会員制の施設も対象になりますか。

A 不特定多数の市民が利用する施設を対象にしているため、会員制の施設は対象になりません。

Q1-2 有料施設も対象になりますか。

A 不特定多数の市民が利用できる施設であれば、利用料の有無については、条件としておりません。

Q1-3 保育園や老人ホームも対象になりますか。

A 保育園や老人ホームは利用者が限定されるため、本制度の対象とはなりません。

Q1-4 什器のみでも対象になりますか。

A 対象になります。ただし、PR 性の観点から、内外装の面的な改修等と組み合わせた提案の方が、評価が高くなる可能性があります。

Q1-5 既製品の購入も対象になりますか。

A 対象になります。

2.申請者

Q2-1 「補助対象者は工事・改修等を行う法人事業者、個人事業者とする」とありますが、工事を請け負う事業者が申請者となることはできますか。

A 木質化工事完了後にも PR 等の協力をお願いするため、補助対象施設のオーナー、又は補助対象施設での事業を運営する事業者の方が申請をしてください。

3.使用木材

Q3-1 使用する木材について、産地の指定はありますか。

A 産地の指定はありませんが、できるだけ国産木材を利用するように努めてください。完了検査の際に、産地を証明するため、出荷証明書や納品書の提出をお願いしております。

Q3-2 木材使用量の条件はありますか。

A 木材使用量についての条件はありませんが、施設利用者に木の良さを伝えられるように、目立つところに木材を使用してください。

4.審査会

Q4-1 審査会では、申請者がプレゼンテーションする必要がありますか。

A 説明・質疑が出来る方であれば、必ずしも提案書類上の申請者である必要はありません。

Q4-2 プレゼンテーション時に、プロジェクターを使用することはできますか。

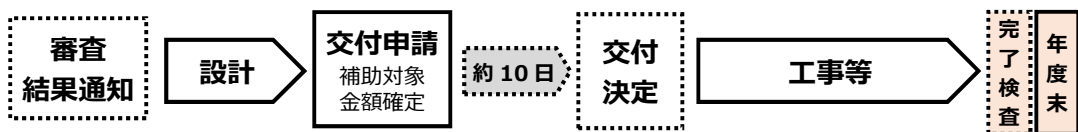
A できません。提案者の負担軽減や、内容重視の審査を行うという観点から、提出書類にてご説明頂きます。その他の書類は別途確認しますので、「事業提案の内容説明資料」を中心に説明頂く事を想定しています。

5.交付申請

Q5-1 いつから交付申請することができますか。

A 審査会后、1週間程度で、審査結果を通知します。審査結果通知後から提案募集要領に定める日（毎年度2月末頃）の間に、交付申請をすることができます。ただし、年度内に補助対象工事等が完了する必要がありますので、交付申請から交付決定まで10日程度要することと、補助対象部分については、交付決定後まで着手できないことを考慮したうえで、交付申請を行ってください。

(手続きイメージ)



Q5-2 設計の着手時期に制限はありますか。

A 制限はありません。

6.財産処分

Q6-1 財産処分及び転用制限期間に店を閉めることになった場合や、内装の再改修を行うこととなった場合、補助金を返還する必要がありますか。

A 交付要綱第23条第3項に、「市長は、交付対象者が制限期間内に承認を受けないで処分を行った場合は～補助金の～返還を命ずることができる。」という記載がありますが、これは補助目的の達成を担保するための規定です。

民間建築物に対する補助である以上、経営上の判断から店舗の存続が難しくなるケースや、顧客確保のための改修が必要になるケースも十分想定されます。

本補助の目的は木材利用促進のPRですから、これまでのPR効果などを総合的に勘案し、返還の要否・金額を決めるので、必ずしも返還を求めるわけではありません。